

各位

東京都千代田区麹町三丁目2番4号
会社名 株式会社スリー・ディー・マトリックス
代表者名 代表取締役社長 岡田 淳
(コード番号: 7777)
問合せ先 取締役 新井 友行
電話番号 03 (3511) 3440

第5回乃至第7回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第34回新株予約権の発行要項の修正に関するお知らせ

当社は、2023年6月29日付の取締役会決議において、2022年4月11日付の取締役会決議に基づき2022年4月27日に第三者割当によりCVI Investments, Inc. (以下「本保有者」といいます。)に対して発行された第5回無担保転換社債型新株予約権付社債、2022年9月30日付の取締役会決議に基づき2022年10月17日に第三者割当により本保有者に対して発行された第6回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに2023年2月28日付の取締役会決議に基づき2023年3月16日に第三者割当により本保有者に対して発行された第7回無担保転換社債型新株予約権付社債 (以下、第5回及び第6回無担保転換社債型新株予約権付社債とあわせて「本既存CB」と総称します。)及び第34回新株予約権 (以下、「本既存新株予約権」といい、本既存CBとあわせて「本既存CB等」と総称します。)について、それぞれの発行要項を修正すること (以下「本修正」といいます。)を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 修正の理由

当社は、2022年4月27日、2022年10月17日及び2023年3月16日に第三者割当により本保有者に対して本既存CB等を発行しましたが、2023年6月29日付の取締役会決議において、同じく本保有者に対して、第8回無担保転換社債型新株予約権付社債 (以下「本新株予約権付社債」といいます。)並びに第35回新株予約権及び第36回新株予約権 (以下「本新株予約権」と総称し、本新株予約権付社債とあわせて、「本新規募集証券」と総称します。)を発行することを決議いたしました。

かかる発行に際して、本既存CB等と本新規募集証券をあわせた資金調達全体の条件を総合的に検討し、本既存CB等の唯一の保有者である本保有者と協議を行った結果、本新規募集証券の行使価額等の修正については、本既存CB等に係る調整条項の適用対象外とすること、加えて、本既存新株予約権に関しては本新規募集証券の発行も調整条項の適用対象外とすることについて本保有者の同意を取得したので、本新規募集証券が本保有者に対して発行されることを条件として、本修正を行うことを予定しております。この結果として、本新株予約権付社債の当初転換価額及び本新株予約権の当初行使価額が本既存CBの転換価額を下回った場合、本既存CBの転換価額は、今般発行を決議した本新株予約権付社債の当初転換価額及び本新株予約権の当初行使価額と同額となりますが、その後、本新規募集証券の行使価額等が下方に修正されたとしても、本既存CBの転換価額はかかる下方修正の影響を受けません。また、本既存新株予約権の行使価額に関しては、本新規募集証券の発行や、その行使価額等の下方修正の影響を受けないこととなります。

なお、当社は、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債と同時に第31回新株予約権を、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債と同時に第33回新株予約権を、それぞれ本保有者に対して発行しておりますが、2023年6月29日付の当社取締役会決議において、いずれも買入消却する旨を決議しているため、本修正の対象とはなっておりません。

本既存CB等の発行の詳細につきましては、2022年4月11日付「第三者割当による第5回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第31回新株予約権の発行に関するお知らせ」、2022年9月30日付「第三者割当による第6回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第33回新株予約権の発行に関するお知

らせ」及び2023年2月28日付「第三者割当による第7回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第34回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」を、本新規募集証券の発行の詳細につきましては、2023年6月29日付「第三者割当による第8回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第35回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第36回新株予約権の発行に関するお知らせ」をそれぞれご参照下さい。

当社は、本保有者との間で、2023年6月29日付で本既存CB等の発行要項の修正に関する合意書を締結しています。かかる合意書においては、本新規募集証券が本保有者に対して発行されることを条件として本修正について合意しています。

なお、本修正は、本保有者に有利な条項である転換価額又は行使価額の下方調整条項が適用される範囲を限定するものであり、株主以外の者に対し特に有利な条件となるものではないため、本修正にあたって、当社の株主総会決議は実施されません。

2. 修正の内容

本修正の内容は、別紙のとおりです。なお、本修正の効力発生は、本新規募集証券が本保有者に対して発行されることを条件としています。

以 上

(別紙)

(下線部変更箇所)

第5回新株予約権付社債

現行要項	変更案
(前略)	(前略)
13. 本新株予約権の内容	13. 本新株予約権の内容
(中略)	(中略)
(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法	(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
(中略)	(中略)
(二) 転換価額の調整	(二) 転換価額の調整
(中略)	(中略)
② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。	② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
(中略)	(中略)
(iii) 取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたもの、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権、 <u>第7回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第34回新株予約権</u> を除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合	(iii) 取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたもの、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債乃至 <u>第8回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第34回新株予約権乃至第36回新株予約権</u> を除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合
調整後転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。	調整後転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。
(後略)	(後略)

第6回新株予約権付社債

現行要項	変更案
<p>(前略)</p> <p>13. 本新株予約権の内容</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 転換価額の調整</p> <p>(中略)</p> <p>② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>(iii) 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたもの、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第34回新株予約権を除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合</p> <p>調整後転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。</p>	<p>(前略)</p> <p>13. 本新株予約権の内容</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 転換価額の調整</p> <p>(中略)</p> <p>② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>(iii) 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたもの、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第34回新株予約権乃至第36回新株予約権を除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合</p> <p>調整後転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。</p> <p>(後略)</p>

第7回新株予約権付社債

現行要項	変更案
<p>(前略)</p> <p>13. 本新株予約権の内容</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 転換価額の調整</p> <p>(中略)</p> <p>② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>(iii) 取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合</p> <p>調整後転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。</p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>13. 本新株予約権の内容</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 転換価額の調整</p> <p>(中略)</p> <p>② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>(iii) 取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたもの、<u>第8回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第35回新株予約権及び第36回新株予約権</u>を除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合</p> <p>調整後転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。</p> <p>(後略)</p>

第 34 回新株予約権

現行要項	変更案
<p>(前略)</p> <p>11. 行使価額の調整</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債乃至第7回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第25回新株予約権、第28回新株予約権、第31回新株予約権及び第33回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p>	<p>(前略)</p> <p>11. 行使価額の調整</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債乃至第8回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第25回新株予約権、第28回新株予約権、第31回新株予約権、<u>第33回新株予約権、第35回新株予約権及び第36回新株予約権</u>を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基</p>

<p>(後略)</p>	<p>準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(後略)</p>
-------------	---